

# BCPを組織の隅々まで浸透 「人づくり」こそがBCPの本質

東日本大震災津波犠牲者訴訟・熊本地震の企業対応の教訓にみる

組織のリスクマネジメント・安全配慮義務・内部統制システム構築

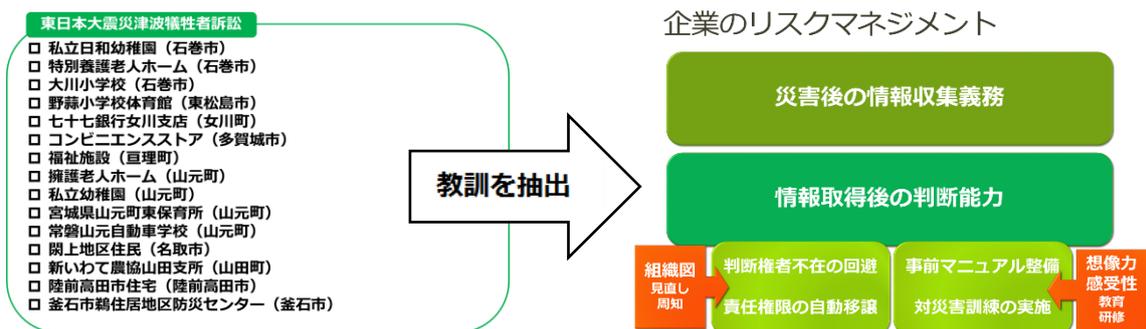
事業継続計画（BCP）の本質を『安全配慮義務』で考える

事業継続計画（BCP）とは、組織の「人」を守るための準備

どんな組織でも今すぐやってほしいBCPのチェック・ポイントとは

東日本大震災後の津波により多くの施設で尊い命が犠牲になりました。企業の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求訴訟により、災害後の企業の行動や、事前準備の実態が明らかになったものもあります。将来の安全対策に活かすべき教訓を読み取り、関係者の安全を守ることこそ「事業継続計画」の根幹です。

事業継続計画が既に整備された企業も、また今後拡充していく企業も、津波犠牲者訴訟で指摘された安全配慮義務の内容を受け、どのような準備をしておく必要があるのでしょうか。また、企業として災害後にどのような対応をすれば「人」の命を守り、再建段階でも人材を繋ぎ留めることができるのでしょうか。津波犠牲者訴訟の裁判例を「防災」「危機管理」そして「事業継続計画」への反映という視点から読み解きます。



岡本 正（おかもと ただし）

検索 [law-okamoto.jp](http://law-okamoto.jp)

銀座パートナーズ法律事務所パートナー弁護士（第一東京弁護士会）・法学博士・マンション管理士・AFP・医療経営士・防災士・防災介助士。「災害復興法学」を創設し、慶應義塾大学法科大学院・法学部非常勤講師。青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻非常勤講師。2013-2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務める。内閣府上席政策調査員として出向中に東日本大震災が発災。日弁連災害対策本部室長を歴任。4万件の相談事例を分析し、法改正や新制度構築に関わる。神奈川県鎌倉市出身。慶應義塾大学法学部法律学科卒業。

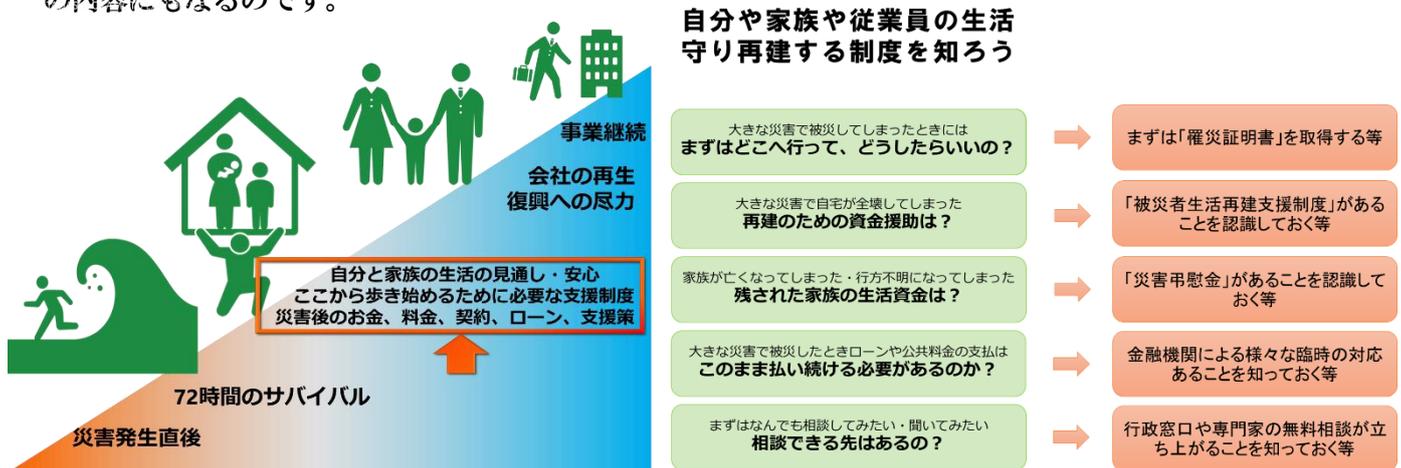
# 防災を真に自分ごとにする 人材育成・研修プログラム

## 災害後の生活再建の「知識の備え」を学びイノベーティブな人材育成を 被災することのリアルを学ぶことでダイバーシティ啓発も促進

東日本大震災・熊本地震ほか巨大災害の直後から、弁護士は被災地でニーズの聞き取りや情報提供支援（法律相談）を実施しています。東日本大震災では、1年余りで4万件に及ぶ無料法律相談事例を集積し、データベース化・分析を実施しました。これにより、被災地における本当の被災者・事業者・行政担当者の生の悩みや声の「視覚化」が実現しています。

同時に、困難の中にあっても生活再建や事業再生は確実に必要です。そのためには「支援制度の知識」を得ることが不可欠であり、その知識・智慧こそが、災害にあって再び一步を踏み出し、自分、家族、組織、地域、従業員らの希望となります。

人・個人の生活再建なくしては、どんな企業・組織であっても、事業の真の再建はありません。中小企業や個人事業では、人の再建は企業の再建そのものです。そこで「災害後」において、個人にとって必ず必要になる「お金」「支払」「保険」「行政の支援」「契約処理」などの知識について備えておくことが有益です。これこそが、組織の平常時の「人づくり」にもつながる、いま、最も必要な「事業継続計画」（BCP）の内容にもなるのです。



岡本 正 (おかもと ただし)

検索 [law-okamoto.jp](http://law-okamoto.jp)

銀座パートナーズ法律事務所パートナー弁護士（第一東京弁護士会）・法学博士・マンション管理士・AFP・医療経営士・防災士・防災助士。「災害復興法学」を創設し、慶應義塾大学法科大学院・法学部非常勤講師。青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻非常勤講師。2013-2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務める。内閣府上席政策調査員として出向中に東日本大震災が発災。日弁連災害対策本部室長を歴任。4万件の相談事例を分析し、法改正や新制度構築に関わる。神奈川県鎌倉市出身。慶應義塾大学法学部法律学科卒業。